

伊達市総合型地域スポーツクラブ会員利用規約

本規約は、伊達市総合型地域スポーツクラブに参加する会員が遵守しなければならない事項を定めたものである。

(名称等)

- 第1条 本事業は「伊達市総合型地域スポーツクラブ」(以下「本クラブ」という。)と称する。
- 2 本クラブの愛称を「fun スポ伊達」と称する。

(運営体制)

- 第2条 本クラブは、一般社団法人伊達市振興公社が運営し、事務局は一般社団法人伊達市振興公社内に置く。

(本クラブの目的)

- 第3条 スポーツ活動を通して市民の心身の健康保持・増進やスポーツ意欲向上を目指すとともに、スポーツ・文化活動を通して元気で明るい地域づくりに貢献するために、地域住民がいつでも気軽にスポーツができる環境の整備と各種スポーツの機会を寄与することを目的とする。

(活動期間)

- 第4条 本クラブの活動期間は、4月1日から翌3月31日までとし、年度毎に更新するものとする。

(入会)

- 第5条 本クラブへ入会を希望する者は、次の条件を備える者とする。
- (1) 当該年度において、就学2年前の幼児(年中)以上であること。
 - (2) 本クラブの目的に賛同する者。
 - (3) 本クラブの定める諸規定を遵守する者。
- 2 会員として入会しようとする者は、所定の手続きに従い入会を申し込むものとする。18歳未満の入会にあたっては、必ず保護者の同意を得て申し込むものとする。

(会員の種類)

- 第6条 本クラブの会員の種類は、次のとおりとする。

(1) 会員の種類

①正会員：伊達市内在住者または在勤(学)者

②準会員：伊達市外在住者

③非会員：会員にならない者

(2) 本クラブ事業に参加する会員

①個人会員：就学2年前(年中)以上

②ファミリー会員：就学2年前(年中)以上かつ2親等以内の親族2名以上(同居・別居を問わない)

2 本クラブの趣旨に賛同し、協賛する賛助会員

①個人会員 ②法人会員

(入会の手続き)

第7条 本クラブへ入会の手続きは、原則次のとおりとする。

(1) 会員管理アプリ『Sgrum(スグラム)』をダウンロードし申込をする。
または、事務局に入会申込書を提出する。

(2) 事業実施及び会費等納入に関する連絡を受ける。

(会費等)

第8条 入会手続き後、本クラブの定める入会諸費用、受講料等は、クラブに納入しなければならない。細部においては入会費細則に定める。

(休会)

第9条 本クラブの休会とは、理由を問わず、1ヶ月以上の期間を休む場合のことをいう。

2 休会を希望する場合は、休会を希望する月の前月末日までに本クラブ指定の「休会届」を提出するものとする。

(退会)

第10条 諸事情により本クラブの退会を希望する場合は、退会を希望する月の前月末日までに本クラブ指定の「退会届」を提出するものとする。

(事故時の対応)

第11条 会員の活動に伴うけが等における本クラブの対応については、安全管理マニュアルに則り、適切に対処する。

(保険)

第 12 条 本クラブは、会員の活動中のけがや疾病について、本クラブで加入する活動保険の対象範囲内で対応するものとする。

(免責)

第 13 条 会員は、各種活動に際して会員利用規約および指導者の指示に従い、自己の責任において行動する。これに反して、けがや疾病その他の事故が起きた場合は、本クラブ及び指導者に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

(器物損壊)

第 14 条 会員が、活動時間において故意に施設内の器物を破損した場合は、会員及び保護者の責任と負担において修復しなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第 15 条 本クラブは、クラブの運営のために収集・取得した会員の個人情報について適切に管理する。

- 2 本クラブは、クラブの活動または関連行事で撮影した写真や動画は、本クラブ活動に関するチラシ、ポスター、ホームページ、SNS などに掲載することができる。
- 3 本クラブは、クラブの運営や広告宣伝に必要な範囲で個人情報を利用し、また第三者に提供することができる。

(禁止事項)

第 16 条 会員及びその保護者は、以下の事項を行ってはならない。

- (1) 他の会員を含む第三者（以下「他の方」という）や本クラブやクラブスタッフを誹謗、中傷すること。
- (2) 他の方への威嚇行為、暴力行為または迷惑行為。
- (3) 本クラブの秩序を乱す行為。
- (4) 法令や公序良俗に反する行為。
- (5) その他、本クラブがクラブ会員としてふさわしくないと認める行為。

(会員資格の停止・除名)

第 17 条 本クラブは、会員及びその保護者が次の各号に該当すると認めた場合は、会員資格の停止や除名をすることができる。

- (1) 入会申込書に虚偽の記載があった場合。
- (2) 使用施設を故意に毀損した場合。
- (3) 他の会員に故意にけがを負わせた場合。
- (4) 本クラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱した場合。
- (5) 他の会員との間でトラブルが発生し、本クラブが指導に適しないと判断した場合。
- (6) 本規約、その他本クラブが定める規約等に違反した場合、または違反したと判断した場合。
- (7) 本クラブの合理的な指示・指導に従わない場合。
- (8) その他、本クラブが不適切と判断する場合。

(細則)

第 18 条 この規約に定めのない事項及び運営上必要な事項は、一般社団法人伊達市振興公社の協議により定める。

附則

- 1 この規約は、令和4年4月1日より施行する。
- 2 この規約は、令和5年4月1日より施行する。
- 3 この規約は、令和6年4月1日より施行する。
- 4 この規約は、令和7年4月1日より施行する。
- 5 この規約は、令和8年4月1日より施行する。

入会会費細則

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊達市総合型地域スポーツクラブ会員利用規約第8条の規定に基づき、入会諸費用、受講料等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費等)

第2条 入 会

(1) 入会金 正会員 2,000 円、準会員 3,000 円

(2) 更新料 中学生以下 1,000、高校生以上 1,500 円、ファミリー会員(2名以上) 2,000 円

(3) 事務手数料(保険料込み) 中学生以下 1,000 円、高校生以上 1,500 円

2 受講料

(1) 各事業に参加する者の受講料は以下の表のとおり定める。

ア 教室事業

	教室種類	伊達市内		伊達市外	
		正会員	10,000 円	準会員	15,000 円
ス ク ー ル	年間教室(20回) ※正会員、準会員のみ	正会員	10,000 円	準会員	15,000 円
	単発教室(1回)	正会員	500 円	準会員	750 円
	短期教室(8回)	正会員	4,000 円	準会員	6,000 円
		非会員	6,000 円	非会員	8,000 円
	短期教室(10回)	正会員	5,000 円	準会員	7,500 円
		非会員	7,500 円	非会員	10,000 円
	ピククルボール 体験(8回)	正会員	6,000 円	準会員	8,000 円
		非会員	8,000 円	非会員	10,000 円
	硬式テニス 教室(10回)	正会員	10,000 円	準会員	12,500 円
		非会員	12,500 円	非会員	15,000 円

【スクール：年間教室】

- 年間教室については正会員、準会員のみが参加できる。
- 年度途中入会者の受講料は、入会日以降の実施教室回数分の会費とする。
- 年度途中の入会であっても入会金及び事務手数料は年額とする。

【スクール：短期教室、ピククルボール体験、硬式テニス教室】

- (1) 短期、ピククルボール、硬式テニス教室については非会員の参加も可能とする。
- (2) 教室途中の申込であっても受講料は定額とする。
- (3) 年度途中の入会であっても入会金及び事務手数料は年額とする。

	教室種類	伊達市内		伊達市外	
		スイム Navi	Kids(10回) ※入館料込み	正会員	7,500円
非会員	10,000円			非会員	12,500円
Kids(8回) ※入館料込み	正会員		6,000円	準会員	8,000円
	非会員		8,000円	非会員	10,000円
Masters(8回) ※別途入館料必要	正会員		6,000円	準会員	8,000円
	非会員		8,000円	非会員	10,000円

【スイム Navi : Kids】

- (1) Kids については非会員の参加も可能とする。
- (2) Kids の受講料には入館料 100 円が含まれている。
- (3) 教室途中の申込であっても受講料は定額とする。
- (4) 年度途中の入会であっても入会金及び事務手数料は年額とする。

【スイム Navi : Masters】

- (1) Masters については非会員の参加も可能とする。
- (2) Masters に参加する者は都度入館料を支払う。但し、伊達市プール会員は入館料を無料とする。
- (3) 教室途中の申込であっても受講料は定額とする。

	教室種類	伊達市内		伊達市外	
		短期教室(4回)	正会員	3,000円	準会員
非会員	4,000円		非会員	5,000円	
短期教室(8回)	正会員	6,000円	準会員	8,000円	
	非会員	8,000円	非会員	10,000円	
マンスリー教室	正会員	12,000円(年間) 2,000円(月額)	準会員	24,000円(年間) 3,000円(月額)	
	非会員	3,000円(月額)		非会員	4,000円(月額)
わくわく健康教室 (1回)	正会員	500円	正会員	750円	
	非会員	750円	非会員	1,000円	

【ウェルネス：短期教室】

- (1) 短期教室については非会員の参加も可能とする。
- (2) 教室途中の申込であっても受講料は定額とする。
- (3) 年度途中の入会であっても入会金及び事務手数料は年額とする。

【ウェルネス：マンスリー教室】

- (1) マンスリー教室については非会員の参加も可能とする。
- (2) 会員は年払いまたは月払いの支払選択ができる。
- (3) 教室途中の申込であっても受講料は定額とする。
- (4) 年度途中の入会であっても入会金及び事務手数料は年額とする。

【ウェルネス：わくわく健康教室】

- (1) わくわく健康教室については非会員の参加も可能とする。
- (2) 会費は当日受付で支払う。
- (3) 年度途中の入会であっても入会金及び事務手数料は年額とする。

イ クラブ事業

クラブ	クラブ種類	伊達市内	伊達市外
	バドミントン クラブ(月額)		5,000 円

【クラブ：バドミントンクラブ】

- (1) バドミントンクラブについては正会員、準会員のみが参加できる。
- (2) 会費は「月払い」、「3ヶ月払い」、「6ヶ月払い」から選択ができる。
「3ヶ月払い」を希望する市内会員は 14,000 円、市外会員は 17,000 円とする。
「6ヶ月払い」を希望する市内会員は 28,000 円、市外会員は 34,000 円とする。
- (3) 年度途中の入会であっても入会金及び事務手数料は年額とする。

ウ スポーツ遊ランド事業

スポーツ 遊ランド(1回)	伊達市内		伊達市外	
	正会員	無料	準会員	無料
	非会員	400 円	非会員	400 円

- (1) 会員は会員証を提示すれば無料で参加できる。
- (2) 非会員は事前に参加チケットを購入し、受付に提出する。チケットは保原総合公園、伊達体育館、梁川体育館、保原体育館で購入できる。

エ パークゴルフ事業

パークゴルフ体験会 (1回)	正会員・準会員	750 円	貸クラブ・ボール代込み
	非会員	1,000 円	
(1) 非会員の参加も可能とする。			
(2) 会費は当日受付で支払う。			
(3) 年度途中の入会であっても入会金及び事務手数料は年額とする。			

オ その他の事業に参加する会員の受講料は以下のとおりとする。

(ア) 1回単位で実施する事業については、都度受講料を設定する。

(イ) 年度途中の入会であっても入会金及び事務手数料は年額とする。

3 賛助会員

(1) 賛助会員の会費は、個人においては1口3,000円/年、法人・団体においては1口10,000円/年とする。

(その他)

第3条 会費について

(1) 入会金、受講料及び事務手数料等は、入会時等に納入するものとする。

(2) 一旦納入した入会金及び受講料、事務手数料は返戻しない。ただし、次の場合は、受講料を回数割りで返戻することとする。その場合であっても入会金、事務手数料は返戻しない。

ア けが等で長期間教室参加が困難となり、休会する場合

イ 転居等により教室参加が困難となり、退会する場合

(3) 会費は入会した日からその年度の3月31日までの有効とする。